

## 坂の上ろうけん曳馬野入所運営規程

### (運営規定設置の主旨)

第1条 医療法人社団 心が開設する介護老人保健施設 坂の上ろうけん曳馬野（以下と「事業所」という。）が実施する施設サービスの適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (目的)

第2条 介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話等の介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにして、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること。また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や指定通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とする。

### (入所の運営方針)

第3条 入所の運営方針は次の通りとする。

- (1) 要介護状態と認定された入所者（以下「入所者」という）がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切な方法により作成されたサービス計画に基づき、お世話及び機能訓練、レクリエーション、その他を行うものとする。
- (2) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (4) 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- (5) 事業所は、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- (6) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- (7) 利用者の個人情報の保護は、個人情報に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。
- (8) 事業所は、介護老人保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第18条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(職員の職種別員数)

第4条 入所の職種別職員は次の定数以上とする。

(1) 施設長（管理者）	1名
(2) 医師	1名
(3) 看護職員	10名
(4) 介護職員	24名
(5) 薬剤師	0.4名
(6) 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士	5名
(7) 介護支援専門員	1名
(8) 支援相談員	3名
(9) 管理栄養士	1名
(10) 事務員	3名

(ただし、指定（介護予防）短期入所療養介護を含む。)

2 施設長は必要に応じ前項の職種別職員及びその他の職員を上回って置くことが出来る。

(職員の職務内容)

第5条 職員の職務は次の通りとする。

- (1) 施設長（管理者）は、施設の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師は利用者の診察並び保健衛生の指導に従事する。
- (3) 看護職員は利用者の保健衛生に留意し、医師の指示に従い、補助並びに看護に従事する。
- (4) 薬剤師は医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (5) 介護職員は利用者の介護及び生活指導の補助に従事する。
- (6) 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士は利用者に対し計画に基づく機能回復訓練を行い、自立した生活援助に従事する。
- (7) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (8) 支援相談員は利用者又はその家族との生活指導相談の他、利用等相談に応ずる。
- (9) 管理栄養士は利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談及び給食調理の指導に従事する。
- (10) 事務員は施設に関する一般事務に従事する。

(入所の利用定員)

第6条 入所の利用定員は100名とする。

(入所のサービス内容)

第7条 入所のサービス内容は次の通りとする。

- (1) 医学的・看護行為を行うと同時に、サービス計画に沿った機能訓練を理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士が行う。

- (2) 食事・入浴・体位交換・清拭等のサービス及び日常生活動作の訓練を行う。
- (3) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理を行う。
- (4) 利用者が、日常生活上積極性や楽しみを持つとともに、精神面での充実を図るため、教養・娯楽・レクリエーション・趣味等に関するサービスを提供する。
- (5) 行政手続代行等を行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料その他の費用の額は次の通りとする。

- (1) 入所サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該入所が法定代理受領サービスである時は、その利用料のうち、利用者の負担割合に応じた額とする。  
厚生労働大臣の定める基準（介護報酬告示）は事業所の見やすい場所に掲示する。
- (2) 生活費にあたる費用（食費・居住費・日用品費・教養娯楽費等）については、入所者が負担する。また、特別なサービスを受けようとする場合も入所者の負担とする。  
尚、食費、居住費については以下の金額を利用者負担とする。

<食費>

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/日	2,065円/日

<居住費>

	第1段階	第2段階	第3段階①②	第4段階
多床室	0円/日	430円/日	430円/日	720円/日
個室	550円/日	550円/日	1,370円/日	1,890円/日

(施設の利用にあたっての留意事項)

第9条 入所者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 職員の指示に従うこと。
- (2) 相互の親和を図り、争いごとを起こさないこと。
- (3) 常に身の廻り・身体及び衣類を清潔に努めること。
- (4) 相互に金銭及び物品の貸借をしないこと。
- (5) 施設の設備及び備品等の取り扱いは丁寧に行うこと。
- (6) 敷地内では喫煙しないこと。
- (7) 許可された以外の物品は、療養室内に持ち込まないこと。
- (8) 異常を発見した場合は直ちに職員に通報すること。

(非常災害対策)

第10条 防火管理者は、非常災害時における対策について計画を作り、職員に次の事項を周知させるものとする。

- (1) 防火管理者は非常災害その他の緊急の事態を備え、取るべき措置について予め対策をたて、職員及び入所者の防災避難訓練を年2回以上行う。
- (2) 自動警報装置・スプリンクラー等の消火設備をはじめ、非常階段等の避難設備の設備点検を定期的に行う。
- (3) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (4) 事業所は、防災避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(苦情対応)

第11条 事業所は、苦情に対し迅速かつ適切に対応をするために、次の事項を行うものとする。

- (1) 苦情を受けるための相談窓口を設置する。
- (2) 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等の記録を行う。
- (3) 市町村が行う文書等の提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは紹介に応じ、苦情に関する調査に協力をするとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行う。  
市町村からの求めがあった場合には、報告を行う。
- (4) 国民健康保険団体連合会が行う調査に協力をするとともに、指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行う。  
国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、報告を行う。

(高齢者の虐待防止)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の事項を行うものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備を行う。
  - (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に行う。
  - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、虐待が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待に対する調査等に協力するようにする。

(身体の拘束等)

第13条 事業所は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事業所の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

- 2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する
- (1) 身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3月1に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を

図る。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### (褥瘡対策等)

第14条 事業所は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

#### (業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体勢で早期の事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

#### (事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、事業所は、入所者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

#### (職員の服務規律)

第17条 事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

#### (衛生管理)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用

- 具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(施設長への委任)

第19条 施設長はこの規程に定めるものその他、入所の運営に関し必要な事項はその都度定める。

(その他)

第20条 その他施設の運営に関する重要事項は次の通りとする。

- (1) 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- 継続研修 年数回
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) 運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- (5) 事業所は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (6) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団「心」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。  
この規定は平成 27 年 8 月 1 日改定。  
この規定は令和元年 10 月 1 日改定。  
この規定は令和 3 年 4 月 1 日改定。  
この規定は令和 3 年 8 月 1 日改定。  
この規定は令和 4 年 11 月 1 日改定。  
この規定は令和 6 年 4 月 1 日改定。  
この規定は令和 6 年 8 月 1 日改定。